

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災から1年8か月が経過し、被災自治体の懸命の復旧・復興に向けた努力や全国の自治体からの人的・物的支援と連携により、被災自治体の復旧・復興に向けた取組みは着実に進んでいる。

しかし、未だ残る膨大な災害廃棄物の処理やライフライン・公共施設等の復旧・耐震化の推進、宅地被害や地盤沈下、住民の集団移転や被災者の生活再建への対応、農水産業や被災企業への再生支援等に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染や除染への対応等、多くの課題が山積している。

加えて、被災地での復旧から復興へと段階が進むなかで、新たな種々の課題が浮き彫りとなってきている。

国においては、これまでも数次にわたる復興交付金の交付や関連法の制定等様々な支援策を講じてきているものの、被災した基礎自治体において、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けた取組みを加速していくためにも、予算や制度の拡充・強化をはじめとして、制度の柔軟な運用や新たな取組み等が必要である。

よって、国は、被災地域の一日も早い復旧・復興の実現に向けて、住民、被災自治体及び人的・物的支援や避難者支援を行う自治体に対し、下記事項について迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 東日本大震災復興交付金について、被災地の実情に十分配慮し、被災自治体が提案する復興に必要な事業を基幹事業に追加する等柔軟に対応できる真に自由度の高いものとする。また、計画作成等申請手続きのより一層の簡素化、効率化を図り、被災自治体が提案した交付事業計画を早期に幅広く採択すること。さらに、被災規模が甚大な市町村については5年間となっている事業期間を延長する等、弾力的な制度運用を行うとともに、復旧・復興完了まで適切な財源を確実に確保すること。
- (2) 復興特区制度に基づく各種規制緩和・税制の特例等について、対象範囲や要件を被災地でもことさら「面的に著しい被害を受けた地域」等に限定することなく、弾力的・柔軟に運用すること。

- (3) 災害救助のために自衛隊が駐屯地とした公園等の原状復旧費用や、遺体捜索に伴う納骨堂の設置及び維持管理に係る費用について、災害救助費の対象として認めること。また、継続して実施する行方不明者の捜索等を考慮し、災害救助費の適用期間を延長すること。
- (4) 課税免除や減額課税等の措置による減収分について、必要かつ十分な財政支援を講じること。
- (5) 東日本大震災に伴う上下水道事業・ガス事業の減収分に対して、必要かつ十分な財政支援を講じること。
- (6) 被災自治体において巨額の予算執行に取り組むための人的体制が確保できない状況や技術職が不足している現状に鑑み、全国規模での職員派遣が柔軟に行える制度を構築すること。また、復興事業における民間事業者の積極的な活用を推進すること。
- (7) 東日本大震災の被災地において、今後、災害公営住宅の建設をはじめ大量の復旧・復興工事を円滑に進めるために、労務者や工事資材の不足に伴う工事価格の増嵩、契約締結後の物価変動に伴う請負代金額の増額変更に対し、必要かつ十分な財政支援を講じること。
- (8) 東日本大震災により被災した市営住宅の再建事業に必要な住宅施設災害復旧事業費補助について、入居者の移転や被災建物の解体及び建設に時間を要することから、当該事業の実施期間に即して財源（補助）が確保できるよう必要な措置を講じること。
- (9) 東日本大震災特別家賃低減事業期間は、災害公営住宅等の管理開始後 10 年間とされているが、被災した低所得者が 10 年後から支払う家賃が増えることは大きな負担であることから、事業期間を延長すること。また、5 年後から地方公共団体の負担割合が増えるとされているが、5 年以降も負担割合を据え置くこと。
- (10) 過疎対策事業債の対象となる市町村計画にかかる事業について、震災の影響により新たな地域課題が生じていることに鑑み、過疎地域の指定（みなし過疎含む）を受けている合併市における過疎対策事業債の発行期間をさらに延長する措置を講じること。
- (11) 災害援護資金貸付について、今後の償還において被災者が返済困難となった場合には、市町村の財政を圧迫しないよう必要な支援措置を講じること。
- (12) 地方公営企業で行う復興事業については地方負担が生じていることから、他の一般会計事業同様に地方負担分について全額復興特別交付税により財源措置を行うこと。

- (13) 東日本大震災の被災者の自立生活・被災企業等の自立生産活動、まちの復興に向けて各自治体として独自に住宅・就労・商業支援等総合的な支援を行っているが、支援の長期化が見込まれており、各自治体だけでの支援には限界があるため、国の責任において、支援の長期化を見据えた制度設計や財政措置等の総合的な支援策の早期具現化を図ること。

2. 被災者の生活再建支援について

- (1) 災害援護資金の貸付要件について、住家の全壊・半壊の場合に、家財分も併用して借入できるようにすること。なお、家財被害のみの貸付要件については、緊急性が薄れており、期間経過後の判定の困難な案件が多くなっていることから、申請期限の短縮についての検討を行うこと。
- (2) 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅（「みなし仮設」）について、原則2年としている入居期間を1年間延長する方針を決定したが、防災集団移転促進事業等の状況に応じた複数年の期間延長を認めるとともに、事務の簡素化に配慮した上で、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (3) 被災者生活再建支援制度について、津波により住家全体が流失した世帯は住家被害が甚大であり、特段の支援が必要であることから、制度の拡充を図ること。
- (4) 被災生徒の就学機会を確保するための実施市町村の財政負担による市立高等学校の入学金及び入学者選抜手数料の免除に対し、免除相当額の財政支援をすること。
- (5) 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用した就学援助費による通学補助制度について、学校の移転整備が完了するまでの間、支援を継続すること。
- (6) 防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業における移転対象者の取扱いについて、事業実施以前に自力により先行して移転を行った移転者についても遡及して制度を活用できるよう柔軟な措置を講じること。
- (7) 防災集団移転促進事業の買取り要件や平均敷地面積上限、公共施設整備の国庫補助対象経費の上限等について、被災地の実情に沿い制度緩和等を行うとともに、移転元及び移転先の土地が円滑に買取りできるよう、譲渡所得の特別控除を受けられるようにする等土地所有者への税の負担軽減に努めること。また、国土調査実施済みの地区については、公簿面積での買取りを認める等、円滑な事業の推進のための柔軟な措置を講じること。
- (8) 津波復興拠点整備事業について、住宅地や工場・業務地が分散立地した全被災

地域の復興を早期に図るため、支援の面積上限を拡大すること。また、同事業の補助要件として、被災地域の復興拠点となる「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」がL2の津波が発生した場合にも都市機能を維持しなければならないが、L1の津波対応でも同施設と認める等、弾力的な適用を図ること。

- (9) 防災集団移転対象地区外の被災者に対する支援等、各自治体の独自支援事業に対する財源措置を講じること。
- (10) 液状化被害に対する復旧・復興及び再発抑制のため、具体的な液状化対策工法について研究・検討の推進、自治体への情報提供及び相談対応の実施等の更なる支援を行うとともに、被災地域の復旧方法に係る技術的な基準を提示すること。
また、都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）について、補助要件の緩和を図ること。
- (11) 液状化被災者の支援に係る被災者生活再建支援制度について、適用自治体の世帯要件の緩和及び付帯施設等への適用対象の拡充を図ること。
- (12) 地域自殺対策緊急強化事業については、自殺者のない地域づくりを推進するため、また東日本大震災の発生に伴う被害により、自殺者の増加が懸念されることから、自殺対策基本法に基づき市町村が実施する自殺対策事業に対し、恒久的な国庫補助制度の創設を行うこと。

3. 被災者に対する社会保障等について

- (1) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、被災した被保険者に係る保険料（税）の減免及び医療費の一部負担金免除に対する全額財政支援を国の責任において実施すること。併せて、被保険者の所得の低下や固定資産税額の減少等により保険料（税）が大幅な減収となることが見込まれる一方、被保険者の増加に伴い保険給付費の増加が見込まれることから、被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (2) 介護保険制度において、被災した被保険者に係る保険料及び利用者負担減免措置が被災地の被保険者の負担とならないよう、国の責任において全額財政支援を実施すること。併せて、被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (3) 被災地における病院の新規立地に関し、医療法第30条の4に定める医療計画

上の病床規制の緩和を行うこと。

4. 東日本大震災に係る避難者支援等について

- (1) 避難者が安心して避難先での生活を送れるよう、避難者の現状及びニーズを把握するとともに、国、県、市町村の役割分担と責任を明確にし、被災県等と連携を取りながら、被災者への適切な措置を講じること。
- (2) 避難者の健康管理や心のケアに加え、自治体が設置した避難者向け支援施設等の運営経費について、今後も市民・行政が一丸となって長期化する避難者への十分な支援を継続するため、避難者受入市町村への十分な財政措置を講じること。

5. 地域産業の復興・再生に対する支援について

- (1) 市町が開設する卸売市場について、期間を通して十分に施設の災害復旧・復興に必要な財源の支援措置を講じるとともに、使用料を減免した場合の歳入減について必要かつ十分な財政支援を講じること。また、災害発生年を含め3年以内に災害復旧事業を完了する取扱いについて、期間の延長を行うこと。
- (2) 中小企業基盤整備機構が実施している仮設店舗・工場の整備は、完成箇所が相当数に増えてきたものの、土地条件等が未整備等の理由から申請ができず、着工に遅れが生じていることから、迅速かつ継続的な施設整備の推進を図ること。
- (3) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業、水産業共同利用施設復旧支援事業の実施について、具体的な土地区画整理や嵩上げ等の施工が必要であり、次年度に事業完了することが困難となる恐れもあることから平成 25 年度以降への事業繰延べについても認めること。また、予算額に不足が生じた場合、国においては、補正対応等により十分な額を確保し、産業復興に支障が生じないよう制度運用を図ること。
- (4) 津波復興拠点整備事業や水産基盤整備事業等による国による嵩上げ事業決定前に先行して行った嵩上げ工事について、追って事業対象とすること。
- (5) 復興産業集積区域内における税制上の特例措置について、その設立が復興推進計画の認定の日より前であっても発災の日(平成 23 年 3 月 11 日)以降に設立された法人であれば対象に含まれるよう、弾力的な制度の運用とすること。
- (6) 津波等により著しい被害を受けた地域において、早期の営農再開に向け、農地の復旧を着実に進めるとともに、より生産性が高く成長力のある先進的農業形態を構築するため、被災地域農業復興総合支援事業等の拡充措置を早急を実施する

こと。

- (7) 震災を受けた観光地及び観光関連施設等の復旧や地域経済の回復・復興を速やかに進めることができるよう、観光地及び観光施設等に対する復興交付金制度を創設すること。
- (8) 防災集団移転促進事業の長期化を考慮し、地域産業の復興・再生に対する支援事業については、平成 25 年度以降も財源確保等行うこと。
- (9) 被災地の復興や、被災者の自立を支援する緊急雇用創出事業及び新しい公共支援事業について、被災地の雇用環境の改善が明確となるまで継続的に実施すること。
- (10) 東北地方の高速道路の利用料の減免及び旅客事業者への補助等の観光振興に係る支援措置を継続的に実施すること。

6. 災害廃棄物等の処理に対する支援について

- (1) 復興の大前提である災害廃棄物処理については、その膨大な量を被災自治体のみで処理することが困難であることから、全国の自治体で広域処理を行う取組みを推進すること。
- (2) 災害廃棄物処理費の平成 25 年度以降の財源構成のうち、地方負担分については当該年度における震災復興特別交付税での対応を継続すること。
- (3) 東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理については、放射能汚染に対する安全性や、国の示す処理方法等を、国の責任において、国民が安心、納得できるよう、さらに丁寧で分かりやすい説明をすること。また、国民の不安感を払拭するため、万が一、広域処理に伴う風評被害が発生した場合の賠償に係る考え方を詳細に示すとともに、被災地での処理能力増強に努めること。

7. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 本庁舎、総合支所・支所等行政庁舎の本復旧について、市町村行政機能応急復旧補助金と同等の国庫補助制度を創設する等、財政的支援の強化を図ること。
- (2) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。
- (3) 公民館等の社会教育・コミュニティ施設の再建について、規模が大きく、基本設計・実施設計の作業に多くの時間と多額の費用を要するものについては、災害復旧完了までこれらに係る財政措置を講じること。また、これら災害復旧国庫補

助については、適用期間、事務手続きについて柔軟な対応を図ること。

- (4) 再建まで数年を要する社会福祉施設への災害復旧費補助については、再建完了まで確実に支援を継続すること。
- (5) 建築基準法第 39 条の災害危険区域の指定により居住の用に供する建築物の建築禁止や制限等による住宅の移転等に伴い利用が困難となる土地について、道路・公園事業、防災集団移転促進事業、津波防災拠点整備事業等に限らず、市が買い取る際の財政措置を講じること。
- (6) 東日本大震災を踏まえた防災情報を地域、世代を超えて共有・伝承する為の拠点施設を被災地に設置すること。
- (7) 特定鉱害復旧事業について、東日本大震災以降亜炭鉱廃抗跡の浅所陥没が急増し、余震等による被害地域の拡大等が懸念されることから、特定鉱害復旧事業を国が許可しない亜炭採掘にかかる全鉱区並びに、効用阻害がないとされる山林、原野、雑種地にも認定を拡大し、国土の保全を図ること。
- (8) 文化財保護の重要性に鑑み、震災復旧における指定以外の文化財の修復に関して十分な財政支援措置を講じること。
- (9) 学校の高台移転に際し、取得用地代および造成費用について柔軟な制度運用を図るとともに、移転事業の長期化を念頭に財源の確保を図ること。
- (10) 自治体への建物所有権移転が事業期間終了時となる BOT 方式を採用した PFI 事業により整備した学校給食センターや社会教育施設等の災害復旧についても、必要となる費用について建物所有権移転を待たずに自治体へ措置する等、特段の財政支援措置を講じること。
- (11) 平成 27 年度までの地震防災対策特別措置法の改正がなされたが、 I_s 値の数値の大小に拘らず耐震補強工事対象の建物全てについて同様の補助率の維持、予算措置をするとともに、補助金の算定に当たっては、実際の工事費と遜色ないよう、単価の補正（特別加算）について措置を講じること。

8. 鉄道・道路等の整備促進について

- (1) 沿岸部における鉄道は、通院、通学等住民の生活に欠くことのできない交通手段であるとともに、観光客の増加や地域間交流の促進を図る上で重要な交通基盤となっていることから、鉄道の復旧が早期に図られるよう、東日本旅客鉄道株式会社に対する鉄道による復旧に向けた指導・助言を行うとともに、避難路の整備を行う際に JR 線との交差を新規に必要なとする場合には、踏切（平面交差）の増

設が可能となるよう、規制の特例を認めること。

- (2) 道路の防災・震災対策等に係る事業推進のため創設された「社会資本整備総合交付金（復興枠）」については、平成25年度以降も継続すること。
- (3) 被災自治体が、甚大な被害を負った各産業の復興を図り、安全・安心な暮らしが営めるまちづくりを行うためには、高速交通網を主軸とした縦貫道と横断道の一体的な道路整備が重要な課題となっていることから、復興道路及び復興支援道路等の道路網を整備促進すること。
- (4) 災害時における緊急車両や物資輸送車両等の移動の円滑化を図る観点からも、道路整備に係る財源を確保し、スマートインターチェンジの整備を促進すること。

9. 港湾の早期復旧整備と利用促進について

- (1) 津波から市民の生命、財産を守り、安全な港湾荷役や荒天時における港内避泊に対応するため、多重防災型まちづくりに必要な湾口防波堤と防潮堤等の海岸保全施設等の速やかな復旧整備を図るとともに、現在整備中の湾口防波堤等についても早期の整備を促進すること。
- (2) 産業活動の拠点となる公共ふ頭の速やかな復旧及び嵩上げと港湾物流機能向上に係る施設の早期確保を図ること。
- (3) 地元港湾の活用が被災地域の一刻も早い復興に大きく寄与するため、がれき等の災害廃棄物の輸送及び復興整備に係る建設資材の搬入等における海上輸送の利用促進策を講じること。
- (4) エネルギー産業の競争力を高め、安価かつ安定的な電力供給に貢献できる超大型化（ケープサイズ船）に対応した大水深岸壁の整備と、東日本大震災における甚大な被害を教訓とした岸壁、荷役機械及び野積場の一体的な耐震化を図ること。
- (5) 高能率貨物取扱支援施設の導入を促し、利用荷主企業の利便性向上と利用促進に加え負担軽減にもつながることから、運営の主体となる民間埠頭運営会社への財政支援制度の拡充と税制支援制度を創設すること。
- (6) 港隣接の公園や漁港区や背後地で進めるまちづくり事業と連携し、かつ防災機能を有する国の港湾業務庁舎整備を図ること。

10. 今後の防災対策について

- (1) 東日本大震災のような大規模な災害に対して、全国規模で広域的かつ機動的に対応できる体制を国の責任において整備すること。

- (2) 大規模災害において情報通信網の果たす役割の重要性に鑑み、有線、無線を併せた複数情報通信ルートの確保が図られるよう、必要な情報通信網の整備を進めること。
- (3) 大規模災害において安定した燃料の確保が図られるよう、燃料備蓄関連設備を整備すること。
- (4) 地震とその津波からの住民等の生命、財産を守るため、迅速かつ正確な情報伝達が最も重要であり、津波観測体制の一層の強化、地震や津波の影響に左右されない正確な津波観測情報等の入手手段の確保も必要であることから、GPS による沿岸部の潮位観測体制を充実させ、潮位情報の一元的な収集・公開や、地上系回線の途絶を考慮した衛星系回線の利用等による通信体制の二重化を図る等、災害時の有用性に配慮した観測体制及びシステム全体の強化・拡充を図ること。
- (5) 大規模災害時に住民の避難所や国・県との情報共有の重要な拠点となる市庁舎や体育館、学校、集会所等の老朽化対策、耐震補強等に対し、地方の負担が少なくなるよう財政支援措置を講じること。
- (6) 上下水道・道路・橋梁や公共施設の老朽化に伴う維持補修、改修工事等に対する財政措置を拡充すること。特に、東日本大震災において外部電源供給が途絶し、断水被害が拡大したことを受け、水道施設における自家発電装置に対する国庫補助制度を創設すること。また、水道施設の再構築について、国庫補助要件を緩和し、補助率の嵩上げを行うこと。
- (7) 自治体が行う水路等の安全対策や整備に対する財政支援措置を講じること。
- (8) 消防防災通信基盤整備費補助金について、被災自治体の多くは災害復旧業務及び復興業務の多大な事務により事業実施の検討が不十分であることから、その実施について平成 25 年度以降も同様の財政措置を講じること。

以上決議する。

平成 24 年 11 月 15 日

全 国 市 長 会